**【見本：自治会・町内会の規約（会則）】**

※　これはひな型ですので、各自治会・町内会が、会員の話し合いの中で、運

　営の実態に合う規約を定めてください。

○○○町内会規約

第１章　総則

（名称）

第１条　この会は、○○○町内会と称する（以下「会」という。）。

（事務所）

第２条　会の事務所は、○○集会所内に置く。

（区域）

第３条　会の区域は、次のとおりとする。

　　京都市○○区○○町○○番地から○○番地までの区域

第２章　目的及び活動

（目的）

第４条　会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

(1)　レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。

　(2)　交通安全、防犯、防災等に関すること。

　(3)　美化、清掃等、区域内の環境整備に関すること。

　(4)　所有する資産の維持管理及び運営に関すること。

　(5)　その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

第３章　会員

（会員の資格）

第５条　会の会員の資格は、次のとおりとする。

(1)正会員　第３条に定める区域内に住所を有する個人

(2)賛助会員　第３条に定める区域内に事務所を有する法人等

（入会）

第６条　会に入会しようとするものは、会長に届けなければならない。

２　会は、正当な理由がない限り、第３条に定める区域に住所を有する個人の入会を拒んではならない。

（脱会）

第７条　会員の脱会は、次の場合とする。

(1)　本人の申出があったとき。

(2)　死亡したとき。

(3)　住所を区域外に移したとき。

第４章　役員

（役員）

第８条　会に、次の役員をおく。

(1)会　長　　１名

(2)副会長　　○名

(3)書　記　　○名

(4)専門部長　○名

(5)会　計　　○名

(6)監　事　　○名

(7)組　長　　○名

（選任）

第９条　会長、副会長、書記、専門部長、会計、監事及び組長（班長）は、総会でこれを選任する。

（職務）

第10条　会長は、会を統括し、会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときはあらかじめ会長が指定した順序で、職務を代行する。

３　書記は、会務を記録し、会の内外への連絡及び広報を行う。

４　専門部長は、各専門部をまとめ、専門の業務を行う。

５　会計は、会の出納事務を処理し、必要な書類を管理する。

６　監事は、別に定めるもののほか、次の職務を行う。

　(1)　会の財産の状況を監査すること。

　(2)　その他の役員の業務執行の状況を監査すること。

　(3)　財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときには、総会に報告すること。

　(4)　前号の報告をするために必要あるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

７　組長は、組をまとめ、代表して、会務に協力する。

（任期）

第11条　会の役員の任期は、○年とし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により、選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

３　役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行う。

第５章　組織

（専門部）

第12条　会に次の専門部を置く。

　(1)　○○部

　(2)　○○部

　(3)　○○部

（組）

第13条　会の運営を円滑に行うために、会を小単位に分けた組を置く。

２　組は、会員の中から組長を選出する。

第６章　会議

（会議の構成）

第14条　総会は、正会員をもって構成する。

２　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

３　専門部会は、各専門部会の正会員をもって構成する。

（招集）

第15条　通常総会は、毎年○回開催し、毎年度決算終了後３ケ月以内に開催する。

２　臨時総会は、正会員の５分の１以上の請求があったとき、又は役員会において総会開催の決議があったときは、その請求があった日から○日以内に会長が招集する。

３　総会の招集は会員に対し、その会議の目的、内容、場所、時間を示し、少なくとも５日前に通知する。

４　役員会は、必要に応じ、会長が招集する。

５　専門部会は、各専門部長が招集する。

（決議事項）

第16条　総会は、次の事項を議決する。

(1)　活動計画、活動報告の承認

(2)　予算、決算の承認

(3)　資産管理報告の承認

(4)　会費改定の承認

(5)　規約の改定

(6)　役員の選出

(7)　その他会の重要事項に関すること

２　役員会は、次の事項を議決する。

(1)　総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

３　専門部会は、次の事項を議決する。

(1)　役員会に付議すべき事項

(2)　会の議決した事項の執行に関する事項

(3)　その他総会、役員会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（表決権）

第17条　正会員の表決権は、平等とする。

（定足数）

第18条　総会は、正会員の２分の１以上の出席をもって成立する。

２　役員会、専門部会は、構成員の２分の１以上の出席をもって成立する。

３　ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状又は表決書面の提出により、出席者の数に加えるものとする。

（議長）

第19条　総会の議長は、正会員の中から選出し、役員会及び専門部会は、それぞれ会長及び専門部長が議長となる。

（議決）

第20条　総会、役員会及び専門部会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

（総会の議事録）

第21条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び開催場所

(2)　総会員数及び出席会員数（委任状・表決書面提出者を含む）

(3)　議事録署名人指名（選出）に関する事項

(4)　開催目的、審議事項及び議決事項

(5)　議事の審議の経過の概要及びその結果

２　議事録には、議長及びその会議において指名（選出）された議事録署名人が署名、捺印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産）

第22条　会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1)　会費

(2)　寄付金

(3)　協賛金

(4)　財産目録記載の財産

(5)　その他

（会費）

第23条　会の会費は１世帯月額○○円とする。

２　会費は、各組において徴収し、組長がまとめて毎月○○日までに会計に納入するものとする。

３　特段の事情による会費の支払い猶予及び減免については、細則で定める。

（資産の管理）

第24条　会の資産は、会長が管理し、その管理方法は役員会の議決による。

（経費の支弁）

第25条　会の経費は、資産をもって支弁する。

２　正会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことができる。

（会計及び資産台帳の整備）

第26条　会の収入及び資産を明らかにするために、会計及び資産に関する帳簿を整備する。会員が、帳簿の閲覧を請求したときは閲覧しなければならない。

（予算及び決算）

第27条　会の収支予算は、会計年度内におけるすべての収入及び支出の予定を計上し、総会の決議により定める。

２　収支決算は、毎会計年度終了後３ケ月以内にその年度末における財産目録とともに監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第28条　会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第８章　雑則

（規約の変更）

第29条　この規約は、総会において会員の４分の３以上の同意を得なければ変更することができない。

（書類及び帳簿の備付等）

第30章　会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

(1)　規約

(2)　会員の名簿

(3)　役員の名簿

(4)　財産目録

(5)　収入支出に関する帳簿及び証拠書類

(6)　役員会及び総会の議事に関する書類

(7)　その他必要な書類及び帳簿

（細則）

第31条　この規約の施行についての細則は、役員会の決議を経て別に定める。

附　則

　この規約は、元号○年○月○日から施行する。